

令和元年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第2回 障害者部会

東大和市福祉部

○事務局（小川障害福祉課長） 定刻前ですけれども、せっかく皆さん早めにお集りですので、なるべく迅速にというところで会議を始めさせていただきたいと思います。

令和元年度の東大和市地域福祉審議会第2回の障害者部会を開会させていただきたいと思います。

じゃ、梅木のほうから。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） それでは、本日進行を担当します障害福祉課の梅木でございます。

会議に入る前に、事務局からお願いがございます。

資料作成のため、会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご発言いただく場合には、ご自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

次に、資料について確認したいと思います。

まず、本日の会の次第が1部、事前にお送りしました資料として、東大和市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査速報値が1部、障害者計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しに関する資料が1部、また、本日机上配付させていただいた資料として、基本指針のみ見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状についての資料が1部、東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針が1部、東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議設置要綱が1部となっております。資料の不足等ございましたら、事務局までお申出いただきたいと思います。

それでは、まず、議事に入ります前に、障害福祉課長よりご挨拶申し上げます。お願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） 改めまして、皆さんこんばんは。

いよいよ、次期の第2次障害者総合プラン策定に向けた本格的な作業に入るところで、今回開催させていただきます。

コロナウイルスの関係もありまして、ちょっと今日、昼間、市の対策本部というのが開かれて、いろいろ今後のイベントの開催ですとか、そういうところで協議をして、非常にばたばたしているところでありますけれども、こういう通常の会議については、一応やらなければならないというものですので、予定どおり今日開催をさせていただきました。

本日、先だって実施しました事前の調査についてのご報告と、ここで、国のほうの次期計画に向けた指針というものが示されておりますので、それらを中心とした議題ということで、ご審議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） ありがとうございます。

それでは、進行については、部会長のほうからよろしく願いいたします。

○A部会長 こんばんは。よろしく願いします。Aでございます。

議事が円滑に進行されますよう、ご協力お願いいたします。

まず、議事に入ります前に、会議公開及び膨張についてお伝えします。

本審議会は原則公開となっております。また、傍聴の定員は部会長が決定し、部会長が指定する場所で傍聴することとなっております。現在、傍聴希望者がおられません。よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議事の1、東大和障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査速報値についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、お手元に調査のアンケートの集計をまとめた、まだ本当に単純集計というか、そういう形で急遽、12月に実施したアンケートですので、そこからまだちょっと1か月少ししかたっていない中で、今回の調査の実施を担当していただいた株式会社ぎょうせいさんのほうで、速報値という形でまとめていただいた資料がございます。説明については、研究員の山崎さんのほうからお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ぎょうせい よろしく申し上げます。

資料は、事前に配付させていただきましたが、数値ばかりのもので大変恐縮ですが、いわゆる数値表になっているA4の数値ばかりのものでございます。

今、課長からもあったとおり、現在、グラフ化したり、いわゆる報告書づくりのほうと並行して行われている状態ですので、本日はあくまでも、ちょっと見づらいたいですが、速報値ということで、このところはお断念いただきたいと。ポイントについては説明させていただきたいということでございます。

事務局のほうから事前に調査票を持ってきてほしいということでしたが、大丈夫ですかね。どんな調査だったかということは、調査票を見ていただきたいと思うんですが。

前回の地域福祉審議会のときにも少し触れていたんですが、今回は、2種類のアンケートをしていますので、調査票としては2種類ということになります。分厚いほうの手帳をお持ちの方、それから、難病等の手当を受けている方ということで、いわゆる当事者に聞いているアンケートが分厚いほうでございます。もう一方の薄いほうは、いわゆるサービス等事業所、事業者さんのほうにお尋ねをしたということで、こちらのほうは、実は今回初めて行ったものというものです。厚いほうは、基本的には3年前のものを踏襲しつつ、今回も行ったというような位置付けのものでございます。

ちょっと厚いほうを見ていただくと、多種多様なこと、生活の様子から今後のサービスの利用に関してとか、いろいろ聞いております。全部で、聞いている部分が16ページあって、印刷上は、問が46問あったんですけども、実際これ、中がすごい分かれていますので、全部換算すると206問あるんですね。それを全部答えていただいたというわけじゃなくて、例えば、18歳以上の方は答えてくださいというふうに、限定をどんどんかけていっていますけれども、全部足すと206問という壮大なものでございます。

もう一方の事業所さん宛てにしたほうについては、ページとしては7ページもの、問と

しては、印刷としては問19で、先ほどのようなカウントの仕方をすると、全部で113問ということになり、まあまあ答えるのも大変だったと思うんですが、こういう調査を今回実施したということでございます。

まず、分厚いほうの当事者のほうの方の部分ですが、集計表のほうをご覧ください。非常に小さくて恐縮ですが、1ページの上から順番にいつてみたいと思うんですが、調査票の種類というのが、(2)として、1つ目の表に出てきますけれども、実は、これは、調査票を配る段階において、手帳をお持ちの方とか、それから難病の福祉手当を受給されている方というのを限定して、ピックアップして配っていると。戻ってきたのが、全部2,037というような合計値という見方になります。やはり身体障害手帳をお持ちの方が、配る段階においても65%という、非常に多いんですけども、こういう割合構成になっている回答ということなんです。

実際は、手帳等をお持ちによって、障害がもちろん違うわけですので、回答も違うということになってくると思いますが、今日のところにつきましては、速報値ということで、ちょっとその辺をひっくるめた形で見ていただきたいなというふうに思います。

では、数値表の2個目の表ですね、(3)記入者、これは、調査票のほうにもまず冒頭で聞いているんですが、身体手帳をお持ちの方が多いということは、ご本人、もしくは配偶者ということかもしれません、ご本人という回答が7割近くということで、最も多いという状況でございます。

3番目の性別、(5)とかいうこの番号は、内部的な番号ですけども、(5)の問1、性別につきましては、ほぼ男女同じというかたちになってございます。

4番目の(205)と書いてある問2の年齢ですけども、実際、調査票のほうでは、12月1日現在での年齢を直接書いてくださいと聞いていたんですけども、それを、数値表の、見るように、ちょっと10歳刻みにカテゴリー化したものを、今見ていただいているところでございますが、やはり70代、それから80歳以上というところ、年齢が高いところの方が50%近くを占めるということになり、逆に、10代とか20代とか、どんどん若いほうが少ないというような人数であります。

ちょっと説明が、すみません、しませんでした、表の見方としては、一番右側が、これ、%になります。その隣に、nと書いたのは、これは回答数でございますので、今見てきたところというのは、今説明してきたところはSAと、実はタイトルにそれぞれ書いてあったんですが、これはシングルアンサー、いわゆる単純設問、よくやるイエスかノーか、どちらですかみたいな、どちらか必ず選ばなきゃいけないという、単純設問回答ということになりますので、選択肢のnの数を全部足すと、全体と同じになるはずということでございます。ここですと、2,037というのが全体となり、それが100%という見方になります。

では、5つ目の問4-1、一緒に暮らしている人、この調査におきましては、配偶者と

暮らしている、これは、マルチアンサーですので、家族形態によって、配偶者とだけの方もいれば、家族でという方もいらっしゃいますので、こういうMAというマルチアンサーに関しては、選択肢のそれぞれのnの値を足しても2, 037には実はならない、複数回答していますので、という見方をしていただきたいと思います。どちらにしても、配偶者と暮らしているという方が最も多く、次いで24.1%おりますけれども、子供と、子の配偶者というのが出てきます。

その1ページの一番下の世帯の主な収入ですけれども、これは、やはり年齢が高いということがありますけれども、4番目の年金・手当という方の回答が55.3%で一番多いということになります。あと、2番目のご家族の給与・賃金ということになるということでございます。

次の2ページ目の一番上の(13)問6、実は、調査票の中でも、手帳を所持している者、それから障害の状況というのを聞いておりますので、この結果、速報値の冒頭にあつた、配ったとき、これは市役所側のほうで配るときに分けたものと、実際お手元に届いて、何の手帳を持っていますかというのと、少しずれがある。そもそも複数手帳を持っている方がいらっしゃいますので、身体ということで調査票を配ったとしても、実際、身体と何かを持っていらっしゃるという方がもちろんいるわけですので、これが複数になってくるということでございます。身体障害手帳をお持ちの方というのが63%になりますけれども、愛の手帳、知的の方と精神の方が15.6%、それから、難病があるという方が11.9%ということで続いていくということでございます。

少し飛ばしつついきますが、2個目の身体障害手帳の総合等級につきましては、(14)のとおり、そして、その下の愛の手帳につきましては、これは問6ですけれども、(12)、3番目ということになります。4番目の精神障害手帳というのも、ご覧のとおりということになります。

絶対数としては少ないかもしれませんが、いわゆる高次脳機能障害という方たちの話が、この2ページの下2つの表ということになります。どういった障害かということにつきましては、下から2番目の22番ということになりますけれども、一番最も多いのが、集中力が続かない、気が散りやすい、複数のことが同時にやれないというような回答が約6割になり、5割の方がやる気が、疲れやすいというような回答も出てきているということでございます。

これら、高次脳機能障害の方の日常的に困っていることというのが、最も多いのが、選択肢7番目の独りで暮らすことが困難という状態であるということでございます。

それから、よく言葉を聞くようになった発達障害に関しては、3ページの上のほう、(28)番、それから(30)番が、発達障害の状況ということでございます。

これは、まず発達障害があるとお答えになった方というのは、全体の中でも116人なんですけれども、116人の回答ということで見たいと思います。こういう限

定している場合は、非該当という項目が出てくるんですけども、非該当を除いた116人の回答が、この28番に出ているということでございます。

いろいろ症状、状況は出てきますけれども、最も多いという言い方をすると、上から3番目、コミュニケーションが苦手、それから、その1つ上のこだわりや、興味・関心の偏りがあると、こだわりがあるというのが続くということでございます。

困っていること、(30)でございますが、これは、選択肢7番になりますが、人間関係がうまくいかない、トラブルになると、発達障害については、そういった日常生活で困っているということが出てきます。

それから、3ページの下から2番目の介護者・支援者は誰ですかと。中には、必要としない、特にいないという方もいらっしゃるんですが、配偶者だったり、父母、子というのが出てきます。受けている介護についても、その下の(38)、特に外出が多いわけで、この辺が、いろんな意味で環境という意味で、この外出をどう支援していくかというのも、1つの見方として出てくるのかなというふうに思います。

では、めくっていただいて、4ページご覧ください。

(42)番、問12でございますが、介護している家族へ必要な支援、無回答が多いんですけども、その中でも、経済的負担というのが出てきます。それから、公的サービスの拡充、この経済的な話と、やはりサービスの充実というのが、結果として家族、介護している家族への支援という意味では、重要視しているという意見が目立ちます。

次の(44)、2番目ですけども、現在の暮らし方につきましては、64%の方が、家族や親族と一緒に暮らしている。中には、選択肢1番の独りで暮らしているという方もいらっしゃいますけれども、64%の人は一緒に同居しているということでございます。

この様子は、次の表の(46)番、問14、今後どうやって暮らしたいですかというのと何となく似ているということで、家族等と一緒に暮らしていきたいという方、分からないという意見も出てくるんですけども、家族という意見が非常に多くなっているということでございます。

(56)、下から2番目でございます。問17、医療機関に通う際に困っていること、特に困ったことはないということが多くなっていますが、それを除けば、やはりここでも経済的な話ということで、医療費の負担が大きいというのが少し出てきています。やはり身体障害、特に高齢の方が多くいらっしゃるという、この単純集計の中におきましては、58番の就労状況につきましても、以前は働いていたけれども、現在は働いていないということが当然増えてくるということになると思います。

現在働いている方だけに聞いた話が、5ページから始まってきます。(59)番です。現在働いている方に、仕事をする上で困っていることは何でしょうかということで、特にないという意見もありますが、それを除けば、3割の方が収入が少ないという、何となくイメージはわくんですけども、お仕事という形で就いてはいるものの、収入面では、本

人満足はできていないというような感じでございましょうか。

次の（64）番もお仕事の話ですが、障害者の方が働くために必要なことということでは、皆さん、どれも重要だというご意見が多いと思うものの、一番多かったのは、選択肢番号の9番、障害に応じた柔軟な働き方、労働の環境の整備ということになりましょうか、こういったことだと思います。ここでは、言葉のニュアンス的には、環境というハード的なものもありますけれども、職場の理解というのも入ってくるのかなというふうには思うところでございます。

今度、話は変わって、通園・通学で困っていること、これは非常に、そもそもそういう子供たちが非常に少ない、79人の話なんですけれども、その中で、困っていることは何かと。特にないというのを除けば、卒後、進路についての情報不足というのが出てきます。やはり学校等々、そういう施設に通っているときと、その後のことを心配されていると。その後どうなるんだろうかということの不安な部分が見えてくるところでございます。

今度全体に聞いていますが、（75）番、5ページ一番最後ですけれども、外出に困っていることという部分が出てきます。特にないという意見もありますけれども、やはりお金がかかるが出てくるとか、それから、よく言われる、上のほうですけれども、道路や建物、駅に、段差が多い、バリアフリーの問題というのが出てきます。

飛ばしていただいて、6ページお願いします。

（77）番、問28でございましてけれども、障害のある方が社会参加に最も必要な支援ということでは、無回答というのは、答えていない方ということが多くいんですけれども、よく分からないという、分からないという回答もこの中には当然入っているんだと思いますけれども、それを除けば、移動手段の話であるとか、それから、先ほども外出という言葉が出てきましたけれども、選択肢番号1番の外出を支援するヘルパー、移動支援ということでしょうか、そういった部分ということでございます。

6ページ、それから7ページ、同じような縦長の表が2個出てきます。文字ばかりで大変恐縮ですが、これは、全部で50個のサービス、事業について、現在利用しているものが6ページ、7ページのほうは、同じサービス、事業等について、今後はどうですかということを知っているものです。非常に少ないものが多いんですけれども、ぱっと見てすぐ目立つのでは、要は、現在利用しているのは少ないけれども、現在よりも非常に、非常にというか、現在でも今後利用したいという方が目立つものという域では、ぱっとすぐ思いつくのは、一番上ですかね、居宅介護がちょっと出ていますかねということ、基本的にはそんなに違いはないなというのはあるんですけれども、そういったところでございます。

7ページの（179）番でございまして、サービス利用で困っていること、特にないという意見が多いですけれども、選択肢番号6番などを見ると、サービスに関する情報が少ない。今回この50個のサービス、事業を並べたんですけれども、どこまで皆さんが、こ

これはこういうサービス、こういう事業というのが分かっているのか、伝わっているのかなというはあるのかもしれませんが。いまいちよく分りづらいというのも出てきております。では、8ページでございます。

ちょっとここから飛ばしながらいきたいと思うんですが、8ページの一番上、(181)番、現在の生活で困ったり不安に思っていることということでは、やはり経済的な話であるとか、健康や医療のこと、それから老後のことというのが、30%前後ということが出てきます。

その8ページの一番下、(187)番、問34、災害の話でございますが、昨今いろんな意味で災害対応というのが重要視されているところではございますが、災害時に、設問としては、独りで避難することができますかというような聞き方をしたんですが、できるという方は36.5%、できないとおっしゃる方が31.2%、分からないが20.4%、かなりこれ、どうするべきかということの数字なのかなというふうには思います。いろんな意味での地域の支援とか、そういうのも必要になってくる部分もあるのかもしれませんが。

災害についての話は9ページも続きますけれども、(189)番、問36、災害時に困ること、選択肢番号1番の、日常的に必要な投薬や治療が受けられない、医療面での話ですよ。それから、これは多分、障害の部位等々、状況によってもあると思うんですが、選択肢番号4番など、いわゆる避難所での生活に不安があると。これは、地震の震災のときとかも結構話題になった話ではあると思うんですけれども、こういったご意見も40%というふうなことでございます。

(195)番につきましては、偏見や差別、少しがらっと変わるところでございますが、そういったものを感じたことがあるかというのは、そう感じたことがないという回答が多いものの、あるとか、それから分からないというのが、いまだに20%前後あるということの状況でございます。

それから、(200)番、真ん中ですけれども、問44、東大和市における障害者福祉施策についての満足度、ちょっとざっくりとした聞き方でありましてけれども、どうだかということですが、どちらともいえないという、これもまた何ともいえないという感じなんです。満足でもあり、不満足な部分もあるということも含めていると思いますが、どちらとも言えないという方が37.7%ということでございます。

先の話も少し出てきますが、9ページの一番下、(201)番、障害のある方が地域で自立して暮らしていくために重要な施策ということでは、一番多いのが40.1%、選択肢番号1番の理解、障害の方への障害への理解ということの部分でございます。続いて、医療、保健・医療の充実などが続いてきます。ここでも、選択肢番号19番、下のほうへいきますけれども、経済的支援というの、やはり30%近くの方が重要な施策としていっているところがございます。

ここまでが、手帳所持者、難病の方の当事者の方たちへのちょっと速報結果ということ

になります。

次に、11ページから、もう一方の種類の調査の事業所調査のほうのものでございます。

こちらの調査につきましては、人数であるとか、数字そのものを聞く部分が多く設定されていますので、ちょっと傾向的にこういう選択肢で何%という問がなかなか限られてくるわけですが、50事業所から実は回答がありました。その内訳が、11ページの一番上、(113)書いてある部分です。提供サービス、これは、こういうサービスやっていますよとご回答を頂いた方の結果ということですが、日中活動系からの回答が25事業所ということで、最も多い、半分ということになります。

それから、1つ飛ばして(23)番、大きい表ですけれども、問6、事業所の運営及び経営上の課題ということでは、60%、同じ31票ずつということになりますが、選択肢番号1番の中長期にわたる経営の安定性を確保すること、それから、3番目のいわゆる人材の確保というのが、経営上の課題ということ。経営上の収入の話と、それから人材の確保というのが、大きな課題と。それから、資質向上とかいうのが出てきますけれども、そういうところが課題となっております。

同じような話で、下から2番目、(40)番の事業所の経営状況というところにつきまして、おおむね均衡というのが多いんですが、中には、24%の事業所につきましては赤字という回答を頂いているところでございます。

最後のページ、12ページの一番上の(99)番、サービス提供における利用者支援での課題というところにつきましては、選択肢番号8番の全体的な人員不足ということで、どの事業所さんにおきましても、人材不足というのも大きな課題になっていると。それから、困難事例への対処が難しいという意見も、多く出てきておるところでございます。

人材不足につきましては、次の(101)番、上から2番目の問14③の中におきましても、支援員の人数が少ないということで、やはりスタッフの人数、体制の確保等に非常に苦慮されているという様子が見えるところでございます。

その話は、一番下の(108)番、最後につきましても、行政等関係機関に求める支援というところにつきましても、最も多いのは、選択肢番号4番の支援が困難な利用者、それから家族への対応ということになっていきますけれども、2番目としては、人員の確保ということで、やはり人員の確保というのが大きなキーワードとして事業所にあるというのが見られております。

すみません。以上、速報値ですが、こんな形で、現在まだ報告書作っている最中ですが、報告を終わります。

○A部会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

ご意見やご質問があればと承ります。

○B委員 Bですけれども、私は、このアンケートに回答した人間なんですけれども、感想として、まず、質問が細かいですし、たくさんあって、私の場合は、家内に読んでもら

って、そこから回答するんですけども、ここでいうと、6ページぐらいの質問で、もう完全に挫折しました、たくさんあり過ぎて。

見えないで、読んでもらって回答するときって、結構大変なんですよ。覚えちゃわなきゃいけないんで、言っていることをね。どうしても、途中でついていけなくなっちゃうんで、かなり大変で、視覚障害者、ほかのメンバーも聞きましたけれども、やっぱりちょっと質問が多過ぎて、細か過ぎると。

それから、さっき説明にもありましたけれども、この6ページ、7ページのところ、障害福祉サービス、これを理解した人って、まずほとんどいないんですよ。ですから、分からなくて、回答が多分うまくできていないというのがありますね。そういう意味で、6ページぐらいでちょっと挫折して、逆に言うと、その後の質問に対する回答が、あまり正確じゃない可能性が高いんですね。

なので、また3年後、アンケートを取るとは思いますけれども、ちょっとその辺配慮していただけるといいよなと思いますね。一度、こういうアンケートを作った人じゃない人を連れてきて、アイマスクして、ほかの人に読んでもらって回答して、スムーズにいかどうかとか、そういうようなテストも、トライもやったほうがいいのかもしれないなど、私は思いました。

あと、目が見える人で、アンケートは自分で見て書くわけですけども、その人たちの話もちょっと聞いたんですけども、やっぱり細か過ぎるといふのと、この6ページ、7ページみたいな、結構サービス知らないですから、専門的過ぎるといふ意見は多くいただいています。

それから、事業所に関しては、私はネットワークの代表をやっていますけれども、ネットワークの人や事業所の人たちに聞きましたけれども、やっぱり質問が細か過ぎて大変だという話があったんで、これからのときも、ちょっとその点を考えていただきたいなと。

要は、せっかく取ったアンケートでも、もう答える気力が途中でなくなっちゃうし、家内に読んでもらったんですけども、読むほうも何かいらいらしてきちゃうんで。そうすると、何のためのアンケートか分かんなくなっちゃう可能性があるんで、要は、答えがいかげんになってきちゃうんで、その辺をちょっと考慮していただきたいというのが、率直な感想です。

以上です。

○A部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○事務局（小川障害福祉課長） 申し訳ありません。

やるほう、アンケートを実施するほうとしたら、いろいろ聞きたいことがあれこれあるんで、あれこれ質問してしまいがちになるんで、答える側の大変さというところは、ちゃんと考慮しなきゃいけないななんていうふうには思っています。

それから、障害福祉サービス、この速報のペーパーでいうと、6ページ、7ページに様々なサービスが載っていますけれども、特に障害者総合支援法に基づいたいろんなサービスが、この50のうち半分ぐらいなんですよね。半分ぐらいが、個々の障害者総合支援法に基づくサービスを列記しているわけで、その辺が確かに、なじみのないサービスというのが、人によってはあると思うんで、そうなんですよね。国のほうの求めでは、この辺はぜひに聞いてほしいみたいな、国のモデルの調査票があって、そこには、必ずこういう形で載っていたりするんで、確かに、そのサービスの内容を知らないが無責任に答えちゃうところもあると思いますので、その辺も工夫はしたいかななんて思いつつ、国がここのところを聞きたいんだろうなと思って、ちょっと今後の課題にさせていただきます。

○A部会長 ありがとうございます。

この質問用紙って、この形しかないんですか。点字にしているとか。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○A部会長 トーキング、何でしたっけ、視覚障害の方への配慮というのは。

○事務局（小川障害福祉課長） そういう意味では、点字というものもない、それから、ここに、SPコードですか、そういうものを入れて、このアンケートを読み上げるような方式もあるんですけども、今回のアンケートでは、それはなされていないんです。

Bさん、SPコードを使っている視覚障害の方って、そんなに多くないんじゃないかなって思ったりもしているんで。

○B委員 そんなに多くないです、ええ。

これ、でも、SPコードで読み上げられても、やっぱりちゃんと回答できないと思いますよ

○A部会長 例えば、A3にして字を大きくするとか。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○A部会長 同じですかね。

○B委員 うん。

○事務局（小川障害福祉課長） これ、もともとはA3を折って作っているものなんで、文字の大きさだとかも、そういう意味では、質問数が多いんで、どうしてもぎちぎちになっちゃっているようなところもあります。

○A部会長 分かりました。

ほかには何かご意見ございますか。

○C委員 Cです。

5ページ一番下のところで、お困りの部分で、外出の際困っていることということで、ハード的に、段差があるとか、バスとか電車の乗り降りが困難であるというのは、よく分るところなんですけど、費用がかかる、お金がかかるという人も18.4%ございます。

そこをちょっと踏まえて、7ページの今後利用したいサービスというところを見ていき

ますと、例えば、知的障害の方とか精神の障害の方、特にバリアフリーとかでなくても、普通に移動は可能かと思いますが、45番の都営の交通無料乗車券等につきましては、希望される方も8.9%という形で、移動のところでお金がかかるという割には、こういう無料で利用できるという制度というものについて自体、なかなか知られていないのかなというふうに、数字的には少し感じました。

ですので、手帳を例えば取得の際に、併せて都営の乗車証等もございませうとか、ご案内をすうとか、そうしていくのも1つ、移動になかなか費用が、収入が少ない中で費用をかけずに移動していく手段としては、少し力を入れてもいいのかなと思います。

○A部会長 ありがとうございます。

都営の無料って、手帳の人って全てもらえるんですけど。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。等級、あれないんだよね。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） そうですね。障害者手帳を持たれる方、皆様取得できますので、C委員からおっしゃっていただいたように、ご案内は必ずするんですね、一覧として。ただ、地域として、都営が使いにくいというところがありまして。

○事務局（小川障害福祉課長） 本当にこれ、多分、区部だと全然違うと思うんですよ。地下鉄が多いじゃないですか。ここら辺は、都バス。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） そうですね。都バスか、あとは都内に行って都営に乗る際に使えるんですけどもってなると、あまり乗らないしというような、やっぱりありまして。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○A部会長 例えば、うちの事業所だと、通所に当たっては費用の助成をしていますので、ご本人としては費用がかからないのですが、例えば、個人的に出かけたいときとかに、そういう制度も知っておくと、都内に行って出かけるときとかに、少し費用節約もできたりとか、美術館とかも無料で見られたりとか、そういう部分もあってもいいのかもしれない。

○B委員 すみません。Bですけども、都営の無料パスとバスのシルバーパス、シルバー乗車券というんですか、シルバーパス、あれは併用できないんですよ。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） 都営はでき……

○B委員 できますか。

○事務局（小川障害福祉課長） シルバーとは関係なく、発行されるよね。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） ただ、都営……

○B委員 シルバーもらっちゃうと、都営返さなきゃいけないとあって、ちょっと聞いたことがあるんですけども。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） ちょっと、駄目です。

○事務局（小川障害福祉課長） 駄目なの。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長）　そうですね。シルバーパスお持ちの方については、都営交通無料乗車券のほうは発行、シルバーパスのほうで賄ってしまうので、発行はできないというような形でご案内はしているんですけども。なので、その方がシルバーパスの対象の方であったとしても、シルバーパスを所持していないというお話であれば、当然都営交通の無料乗車券での発行できますが。

○B委員　この辺の地区ですと、シルバーパスのほうが便利ですよ、西武バスとか乗れるので。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。

○B委員　だから、シルバーパスだと、都営の地下鉄は乗れませんよね。乗れるんですか、よく分っていないんですけども。だとすると、シルバーパスも都営も、両方発行してもいいような気はするんですけども。

○事務局（小川障害福祉課長）　分かりますか。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長）　ちょっと、確認いたします。

○事務局（小川障害福祉課長）　とにかく、シルバーの人は、都営は出さないという。

○B委員　今はそうなっているように、私は聞いていますんで。

○事務局（小川障害福祉課長）　シルバーも都営も、都の制度ですよ。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長）　そうですね、はい。

○D委員　感想ですけども、Dです。

障害をお持ちの方の支援の仕事をずっとやっていて、ぼんやりですけども、限界かなというのが本当にクリアに見えるぐらい、アンケート表でも出てきて、非常に興味深いというか、そうなんですけども、困っていることは何ですかっていったら、やっぱり収入、あとは医療面の支援だとか、それから、今後必要な支援ということで外出移動支援だとかって、やっぱり健康で、経済的にも困らないで、そして、移動支援というのは、やっぱり充実した生活を送っていききたいということですよ。もっともだなと思いました。

それから、興味深かったことは、想定どおりですけども、ご家族と一緒に暮らしておられる方が多い。将来の不安は老後の不安だということで、私の仕事は、非常に重度の障害をお持ちの方々なものですから、ここで、今後利用したいサービスということで、7ページの間29だったかな、成年後見というのがもちろんあるんだけど、思ったよりも少ないなというのが、ちょっと私の実感なんです。なぜかと申しますと、重度重複障害の方々って、本当に24時間全介助が必要なものですから、グループホームなんて駄目なんです、もう病院の近くで。

親御さんがおられる間は、当然に子供の面倒は親の責任でということで見てもらえるけれども、確実に20も30も年上ですから、親亡き後っていうのが最大の心配で、そうなってくると、成年後見制度が非常にキーワードで、うちの施設の保護者会の会長さんや、もう皆さん、いつも成年後見制度が経済的な支援、財産管理とかということですよ。親

がやっぱり心配していることは、季節ごとの衣服をきめ細かく替えてあげたい、例えばですけれども、そんな感じになってきて、充実した生活へのいろんな気配りを親とかがするんだけれども、成年後見人にはそういうところというのはなかなか求められない、自発のオーダーをやってくださる方はもちろんいいですけれども、制度として、そういうことが担保されていない分、非常に、すごい課題のキーワードになっておまして、今後の利用したいサービスの中では、92未回答かな、やっぱり今後、減ることはない大きなニーズというか課題、サービスなのかなというふうに、ちょっと思ったりもしております。

それから、事業所の調査のほうではやっぱり、私なんかは日々感じていますが、今はもう売手市場で、人材確保が超困難。それで、結局新卒の職員は、看護師にしてもコミュニケーションスタッフにしても、みんなきらびやかな、華やかなところへいきますので、大病院志向でね。時期が来て、中堅の方でいい人材を確保するかなということを一生懸命やっているんですけれども、今後とも非常に重要なというか、非常にクリアな行動していることが、クリアに見えてきた調査で、非常に興味深く拝見しました。

以上です。

○A部会長 ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉課長） 先ほどのシルバーパスですけれども、都営交通も使えるということのようです。

○B委員 そうなんですか。都営の地下鉄も、シルバーパスで乗れるんですか。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） そうですね。東京都シルバーパスということになりますので、都営地下鉄も都営バスもご利用になれますけれども、課税か非課税によって、そのシルバーパス発行にちょっとお金がかかってしまうというところはあります。

○B委員 知っていますけれども。

○事務局（小川障害福祉課長） 今のD委員のご意見、ご感想に関してですけれども、成年後見制度、確かに今後利用したいというような方、まだまだ少ないというような状況かなと思って、これ、単純に比較できないかもしれないですけれども、でも、前回調査では、今後利用したいというのは3.4%だったんで、若干増えておるといようなことは、それが単純に言えるか分かんないですけれども。

○D委員 Dです。

アンケートの対象の方々が年を重ねていかれると、やっぱり、若い障害をお持ちの方は、お父さん、お母さんもまだまだ初々しくてびんびんしているからあんまり感じなくても、やっぱり8050なんていう問題もあるし、そんな感じがちょっとあれですかね。

○事務局（小川障害福祉課長） 本当にその成年後見に関しては、1つは、周知というようにところが大きな、まだまだこれから課題かなという。

○D委員 あと、担う仕事の範囲。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。範囲の問題はなかなか、我々が決められな

いですね。

○D委員　そうですよね。

○事務局（小川障害福祉課長）　法律で定めがあって。

○A部会長　身上監護を必要としているというのが、ご家族の思いなんでしょうけれども、制度としては、財産管理が最大のものなので。

○D委員　そうですね。

○ぎょうせい　ちょっと補足していいでしょうか。

○A部会長　はい、お願いします。

○ぎょうせい　ぎょうせいの山崎です。

おっしゃられた7ページの今後利用したい4.5%。すみません、速報値なんで、今そうなっているんですけども、口頭で失礼します。

発達障害が例えばある方に限定した場合の、その資料は私だけ持っているんですけども、21.6%。

○D委員　そうだと思いますよ。

○事務局（小川障害福祉課長）　やっぱり、障害の種別で随分違いますからね。

○ぎょうせい　そうです。発達障害だと21.6%、それから、愛の手帳をお持ちの方、まだ年齢が若い方だから、親御さんもいらっしゃるね、16.7%ということで、障害の状況によってかなり思いが違うので、今日皆さんに見ていただいたのは、全体になっちゃうんで、潜って見えなくなってしまうニーズというのがあるということ、今ちょうど指摘の部分は、まさにそうだと思います。

○D委員　ありがとうございます。

Dですけども、結局、バリアフリーとか市民の理解があれば、自立できるポテンシャルと能力と持っておられる障害をお持ちの方、いっぱいおられるからあれですけども、うちの利用者さんなんかは、心と体が最重度なものですから、お父さん、お母さんはいいんだけど、自立した兄弟ですら、なかなか思ったように、お兄ちゃん、お姉ちゃんの支援をしてもらえないなんて、こぼしておられる親御さんが、現実には多いですよ。ですから、そうなってくると、自分が70代、80代という親ですから、お見舞いも頻度が下がってしまってきている。そうなってくるともう、先が心配でしょうがないと。

先ほど申し上げたような身の回りの支援をしてくれる人を、ボランティアさんにはもう頼めないしということなんですね。今後、利用者さんの平均年齢上がってきて、みんな医療が進んでいますから長生きされるわけで、当然ながら。どんどんどんどん増えていくんじゃないかなというふうな感じがします。

○A部会長　切実な親の思いですよ。

○事務局（小川障害福祉課長）　その辺は、一般的なヘルパーの支援ともまた違った部分なんで、なかなか今の制度上だと、谷間になっているようなところになるわけですよ。

OD委員 それで、ストレートにはつながらないんですけども、ターミナルケアとか尊厳死とか、それからやっぱり重い病気などにかかれたときに、苦痛を伴ってでも生きていくほうを選択するか、痛まないでどう天寿を全うするかなんていう重い選択肢が出てきたときに、ストレートにはいかないけれども、親御さんがいなくなったときに、一体誰が、要するに、一生懸命考えてくれるのかと。最後は施設になっちゃうんですけども、施設とか市長さんになっちゃうわけですけども、予後的にはやっぱり、うまくできれば、成年後見制度なども何かリンクして活用ができるといいかなという、意見はあるかなと思います。

OA部会長 ありがとうございます。

ちょっと重い課題をちょうだいしましたが、ほかに何かご意見が、よろしいですか。

では、次の議題に移りたいと思います。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、事務局からご説明よろしくをお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） アンケートについては、今日のご意見を踏まえて、また集計等をさせていただきたいと思います。

先ほどぎょうせいさんのほうからあったとおり、これ、どうしてもこの総数での集計だと、身体障害の部分に結構引っ張られるので、かなり障害の場合、そういう意味で、障害の種別で違う部分があるんで、そこの違いがきちっと分かるように、何かこの結果のまとめは、うまくぎょうせいさんと相談して、その辺の、先ほど本当に知的や発達だと20%ぐらい希望があるんだというのは、大きな違いなんで、そこをわかりやすく、全部障害別で表記すると非常に大変なことになるんで、そこをめり張りつけながらね。

OB委員 それはぜひお願いします。身体障害者で、しかも70、80の人が多いですよね。だから、そこへみんな引っ張られちゃうんですね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうなんです。

OB委員 これ、私が見ていたときに、これの表だけじゃ全然分からないなど。

○事務局（小川障害福祉課長） 本当、今回は速報値なんで、本当にまとまった数字になっちゃっているんでね。

OB委員 身体障害者の70歳、80歳に引っ張られると、ちょっと見えない、若い人たちの部分が出てこなくなっちゃうんで。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね、はい。ちょっと、その辺は工夫を考えたいと思います。ありがとうございました。

次の議事の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しということですけども、横長のこの分厚い資料がありまして、何かたくさん資料を送ってしまって申し訳ないんですけども、国のほうの社会保障審議会の障害者部会のほうで議論が進められて

いまして、次回の計画に係る基本指針の見直しという作業をして、おおむねその基本指針の案というのが出されましたので、そちらをちょっとご案内をして、その次の議題で、その成果、今回の指針で出された目標に対して、東大和市の状況はどうかというところを、ご報告したいと思います。

この資料では、資料1-2というのが、1ページ、2ページめくっていただきますとありまして、そこに、それぞれの目標について書かれております。

めくっていただくと、成果目標というのが①から⑦まで示されております。実は、この成果目標というのは、現行の計画では、この⑤まででございます。ですから、そういう意味では、成果目標そのものが、⑥と⑦というのは、次回の計画で、新たに国が求めた目標であるということです。①から⑤については、従前からある成果目標について、今回どのような指針の案が出されているのかということが、次のページから記載をされております。

まず、成果目標の①というのは、施設入所者の地域生活への移行ということで、これは、その障害者総合支援法が制定されてから、施設から地域へということを強く推し進めようということで、当初から設けられている目標です。

1ページめくっていただきますと、①-1が、施設入所者の地域生活以降者数、施設に入っている方が、地域へどれだけ出られてきているのかというような目標です。これ、大ざっぱに申し上げますと、当初の第1期から2期の頃は、かなり高い目標を掲げていましたが、だんだんと目標値が下がっています。といいますのは、施設に入られている方の障害の重度化、それから高齢化ということがあって、なかなか施設を退所する理由が、入院ないしは亡くなって退所するくらいになってきて、自宅やグループホームなどへ移行する方は、年々減少傾向にあるということです。なので、現在の第5期の計画では9%と設定していますが、第6期においては6%ということで、下方に修正をするというようなことであります。

成果目標の①-2、施設入所者数そのものの数を削減しようという目標です。こちらについても同様に、なかなか数の減りが鈍ってきておるということです。退所する方が、今さっき申し上げたとおり、入院や死亡を理由にして退所は一定程度はあるけれども、それに加えて入所する方も相当数いるということで、第5期の目標値では2%削減のところ、なかなか達成見込みがそこまでないということで、次期の計画においては1.6%というふうな下方修正がされているところです。

続いて、次の第2の成果目標、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、こちらについては、数値目標としては、精神病床から退院して、退院後、なるべく早くするということが、長期入院者数を減らすですとか退院率を上げるということが、従前の目標でした。それに加えて、退院1年以内の地域における平均生活日数を延ばしていこうということが、新たな目標として加えられるということになっています。

これについては、後ほど市のほうの計画のところでも述べますが、東京都においては、なかなかこの数値というのを、市町村単位で把握するのは難しいということで、東京都においては、都全体で把握をして、それを市町村の人口割合とか、そういうところで割り振るみたいな形を取っていますので、市において、この個別の数値目標を立てるということは、現行もしておらないところです。

続いて、成果目標の3番目です。地域生活支援拠点等における機能の充実ということで、この地域生活支援拠点について、各市で整備をするというようなことが目標に、現行ではなっています。そして、今の計画に基づくと、1,741市区町村のうち1,320市区町村が、この計画期間中に整備をするというような目標を立てているということで、一定程度整備が進むのではないかという前提で、その後の拠点の機能を確保して、さらに機能を充実するために、年1回以上運用状況を検証、検討するというような項目を新たに加えるというようなことが、国のほうでは示されております。

それから、4番目が、福祉施設から一般就労への移行というような目標です。こちらは、細かく幾つかの目標値が設定されておりますけれども、一般就労への移行というような、移行者数ということが、今現在の計画では目標値になっておりますが、それが、就労系のサービス全体でというような形だったんですけれども、次期の計画においては、就労移行支援、それから就労継続支援A型、就労継続支援B型、それぞれで数値目標を立てるみたいなんです。そういうようなことが示されております。

それと、次に、就労移行支援事業から就労移行する割合とかというも、現行の計画では目標値にしていますけれども、それについては、目標値としては削除すると、就労移行者数で評価をするということを示しております。それから、定着の問題がより大きくクローズアップされて、次期の計画においては、この就労定着支援の利用者数を、成果目標として加えるというようなことも示されております。

次のページをめくっていただくと、今申し上げた就労のことについての具体的な数値が書かれておまして、先ほどの就労、福祉施設から一般就労の移行に関しては、就労移行支援については1.3倍、就労Aについては1.26倍、就労Bについては1.23倍というふうに、就労移行から就労するのは当たり前というか、なんですけれども、就労Bにもこういう就労移行を期待するというようなところが、示されているものというふうに解釈をしております。

就労定着支援については、平成30年度から新しく設けられたサービスであります、そのサービスの利用そのものが、まだまだ国の視点からいうと低調であるというようなことで、その就労定着支援のサービスを、利用をさらに増やすということが、今回の指針の中では示されています。

続いて、成果目標⑤です。こちらは、障害児の通所支援等の体制の整備ということで、従前、現在の目標においては、1つは、児童発達支援センターを各市町村で1か所以上設

置をすると、それから、重度の放課後等デイサービス、それから児童発達支援の事業所を1か所以上確保するというようなことが、目標値に掲げられていますけれども、児童発達支援センターの設置については、市町村の約3分の1程度にとどまっているということで、引き続きこの設置については目標とするということです。

同じくそこに書かれている難聴児の支援等については、市町村個々で行うというよりは、もうちょっと都道府県の単位において対応していくということが示されております。

ページめくっていただいて、重症心身障害児・医療的ケア児の支援、こちらについては、先ほど申し上げたとおり、児童発達支援、それから放課後等デイサービスを1か所以上、各市町村で確保すると。その確保の現状の割合が、やはりおおむね30%、3割程度にとどまっているということもあって、次期の目標においても、同じような目標を掲げると。それに加えて、医療的ケア児の問題が大きくあるということで、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置ということを、改めて目標値に設定するということが、追加されるということです。

続いて、新しい目標の1つですけれども、相談支援体制の充実・強化ということであり、こちらは、具体的な目標というのは、いまいちはっきりとは見えませんが、うちの市でも同様ですけれども、障害福祉サービスや児童の通所支援を利用する方全てに、サービス利用計画を策定するということになりまして、それに対応しているんですけれども、サービス利用者の伸びに対して、相談支援事業所や相談支援専門員の数がなかなか足りないというような状況があって、非常に苦慮しておるところです。そういう意味で、事業所や相談支援専門員の数を増やしていくということも、1つの大きな、東大和市なんかにとっては大きな課題かなというふうに思っております。

国のほうの全国の統計でいうと、相談支援事業所数が3.6倍、事業者数が4倍になっているとかっていうふうな記載がありますけれども、東大和市のことは後ほど申し上げますが、ここまで相談支援事業所数そのものも増えていないということなんで、非常に全国的な状況よりもさらにちょっと厳しい状況もあると。そして、その相談支援の体制そのものも、さらに充実させていかなきゃいけないということで、ここでの成果目標は、令和5年度末までに市町村、または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保するというようなことが、新たに加わるということのようです。

次に、成果目標⑦、こちらも新しい項目で、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということで、こちらは、第三者評価ですとか情報公開制度の活用ということが、現在の指針には書かれておりますが、市町村の職員の質を上げろみたいなところが言われています。真ん中の辺りにありますが、相談支援充実者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講の参加を促すというようなことも、具体的な取組として書かれているということで、この辺は、全国的にそうなのかなという気もしますが、東大和市は結構、市町村職員はもう頑張っているいろいろ勉強しているんじゃないかなというふうに、

私なんかは思っております。一応、そういう中で、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築するというのが、新たな目標として出されるという予定のようであります。

あと、この資料で申し上げますと、少しページをめくっていただいて、もう少しくと、資料1-3というのがある、個別施策に係る見直し事項ということで、今申し上げたのは、具体的な目標値として掲げなさいよということですが、それ以外に、さらに個別の施策で、こういう視点も持って、計画策定を考えてくださいというようなことが示されているものが、この個別施策に係る見直し事項です。

ページめくっていただくと、①から⑥までありまして、なかなかこれを市町村でどこまで計画の中に取り入れるのかというのは、ちょっと難しい部分もありますけれども、視点として、こういう視点を持ってくださいねということが、この6つの項目です。

1つは、地域共生社会の実現に向けた取組ということで、共生社会については、高齢者の施策のほうでも非常に言われておりまして、そういう意味で、障害、高齢というような垣根の中ではなくて、一体的に取組をしていく必要があるというようなことが、1点目ではなかろうかと思えます。

ページめくっていただいて、2番目、②障害福祉人材の確保と。こちらは、先ほどの事業者アンケートの中でも非常に鮮明に出ていますけれども、福祉人材の確保について、やはり計画的に取り組んでいく必要があるというようなことで、このためにどのようなことができるのかということ、市の計画においても考えていく必要があるかなというふうに思います。

③が、障害者の社会参加を支える取組ということですね。これは、2つの法律が関係しています。1つ目は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、平成30年に施行されました。それから、2つ目が視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する法律、これ、令和元年に施行されました。これらの2つの法律の目指しているところを、やはり計画の中で少し考えてくださいねということで、なかなかこの部分は、正直、市町村でどこまでできるのかということ、懸念があるところですが、視点として必要だということでもあります。

視覚障害者等の読書環境の整備ということで、従前、視覚障害者に対しては、点字図書、それから音声図書、それから拡大図書というようなことで整備をされてきていますけれども、それがさらに、著作権法の改正も含めて、より幅広い読書環境を整えるということが、マラケシュ条約という国連の条約が批准をされて、それに基づいて整備をなさいよということで、身近な例で申し上げますと、視覚障害の方以外に、上肢機能が不全で、なかなかページをめくるのも大変だというような方もいらっしゃる、そういう方も視野に入れた政策というのが必要だということもあります。

④、これは、ギャンブル等依存対策基本法が30年10月に施行された。なかなかこの

分野は、障害の分野なのかよく分からないんですけども、こういう依存症、アルコールを初めとした依存症についての対策ですとか、そういうところについても取り組んでいきなさいということです。

それから、その次が、障害児通所支援等の地域支援体制の整備と。これ、先ほどの成果目標と何か重なるななんて思って、中身をよくよく読むと、1つは、障害児の地域社会への参加や包容、インクルージョンを推進するということが求められるということと、障害児の入所施設の改革というところが挙げられております。障害児入所施設については、法律上でいいますと、都道府県の義務になります。ただ、このところで、障害児入所施設の措置延長という経過措置で、そのまま成人になってもいらっしゃる方がかなりの数いる、その経過措置を廃止するような動きがありまして、そのとき、どういうふうに地域で受け入れていくのかと、そのようなことが大きな課題になるのかななんていうふうに思っています。

それから、次の⑤-2においては、学校との連携、学校教育との連携というところが、考える必要があるよということです。

それから、⑤-3については、重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の中で、短期入所という問題が大きいというところで、その体制整備ということが示されているようです。

次の⑤-4、次のページですね、こちらで、先ほど出たコーディネーターについて、真ん中辺りですけども、どういう人になるのかということで、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進するというようなことが示されています。

6番目が、その他のトレンドといいますか、1つのキーワードとして、農福連携というのが、かなり国のほうで推し進めております。農業従事者の後継者不足と、それを補うような意味合いもあって、障害者がある担い手になると、そこら辺をうまく進めたらいいんじゃないかということで、なかなかこれ、地域柄があるので難しいところですけども、一部の地域でこういう取組というのが非常に成果を上げているというようなこともあって、ここを非常に推し進めていこうということのようです。

それから、2番目が、大学在学中の学生の就労支援。一般的な就労支援は、地域でかなり進められていますけれども、大学在学中という方については、なかなかそこに支援の手を伸ばすということは、現行ではあまり行われていないということの前提で、こういう項目が出されているのかなということです。

3番目が、高齢者に対する就労支援ということで、高齢障害者の社会参加、就労という観点から、就労Bの事業は、介護保険との関係性の中においては、65歳過ぎても、必要であれば就労Bを利用できるということです。そういう中で適切な支援を実施してくださいねというようなことが示されています。東大和の作業所の中でも、高齢化ということも結構進んでいるんですかね。

〇―― そうですね、はい。

〇事務局（小川障害福祉課長）　そういう中で、意欲がある方には、そういう場を与え続ける必要があるというようなことかもしれません。

　　こういうような、成果目標以外にもこういうことが示されておりますので、今後策定していく計画の中の視点として、考えていくべきことだということでもあります。

　　次の議題も関連というか、今申し上げた成果目標に対して、東大和市でどうかということなんで、ちょっと長くなりますけれども、引き続き説明をさせていただいて、その上で、ご意見いただければというふうに思います。

　　横長の、基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和の現状というような資料であります。ここで、今申し上げた新しい成果目標に対して、今の進捗状況はどうかというようなことを、ちょっとご報告しながら、次の計画に向けて協議いただければというふうに思います。

　　成果目標①－１、施設入所者の地域生活への移行に関しては、国のほうの目標値が、次期の目標値を６％ということで、下方修正をしているということを申し上げました。現在の市の障害福祉計画においては、国の計画が９％のところを、市の計画においては８．７％、実際に何人かといいますと、４人という地域移行をするという目標を立てています。それに対して、令和２年度までですけれども、現在の令和元年度末の段階で、３人ということです。この３人について、４分の３できているじゃないかという評価もありますけれども、その下に、誤解なきようにというか、そういう意味でちょっと書き加えていますけれども、その３人の内訳というのは、疾病や入院による退所ということがお二人で、グループホームへ移行した者は１人ということで、実際には、国の状況のところにあったと同様に、ご高齢になって疾病が発生して、その施設では見られないというような状態になって退所するような方が、内訳だということです。

　　成果目標①－２の施設入所者数の削減については、現行の目標値が、国のほうが２％、市においては、それよりやや多めの目標を立てております。人数で申し上げますと、４６人というのが出発の数字でありまして、３人減らして４３人にしたいということでありましたが、現実としては、逆に５０人ということで、入所者数は逆に増えちゃっているところを、ご確認いただければということです。これについては、下にありますけれども、３人の退所者がおりましたが、一方で、新規入所の方が７人というようなことがあったということです。

　　その状況を示したのが、１ページめくって、その裏のページですけれども、前回、３年前にも同様の資料を作っておりましたので、それとちょっと見比べられるような形で示しました。年齢構成で申し上げますと、４０代、５０代というところが、前回の３年前より増えておると。それから、入所年数に関しては、そのままスライドして延びて、２１年以上というのが２０人ほどに増えていると。それから、障害支援区分についても、重

度の方が、区分6という方が2人増えていたり、区分4というのが2人増えているというところで、重度化ということも、数値としてあると。

ちなみに、最後の施設の所在地というのがありまして、東北地方というのは、もともと東京都の都外施設の方で、今現状では、そちらはそんなに増えてはいないです。この増えた人数の中では、東京都内の施設があると。あと近郊ですね、千葉、埼玉、神奈川というようなところですよ。新規の入所者が7人いたというところの内訳が、ちょっとその下に書いてありまして、親御さんが高齢化して、ご本人の年齢でいうと40代から50代という方が4人です。それから、障害児の、先ほど入所の施設の話を書きましたが、そこで、年齢18歳を超えていらっしゃるって、しかも身寄りが全くないというような方なんかについて、引き続き成人の施設に入所するというような方、それから、身体障害の方ですと、やはり単身で介護者がなかなか近隣でいないというような方がお二人、入所になっております。

この資料で申し上げますと、次に、成果目標の④に飛びますけれども、就労に関する数値目標です。先ほど申し上げたとおり、次期の計画においては、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、それぞれにおいて数値目標が定められそうだと。現行では、平成28年度の移行実績の1.5倍というふうに、かなり高い数値を掲げておりますが、もうちょっと新規就労自体もやや鈍化するのではないかとということも含めて、1.3倍内外の目標値になっております。市の実際の福祉施設からの一般就労というのは、なかなか把握しづらい部分も多いんですけども、東大和市内には、就労移行支援が1か所、就労継続支援A型、これ、は～とふるに今年度からできたところですけども、1か所、就労継続支援が13か所ありますが、就労移行支援事業からはほぼ全員が一般就労していますけれども、就労支援継続支援B型の事業所から一般就労をするという方はかなり限定的ですので、なかなか個別の数値目標を設けられると、結構厳しいかなというふうに考えています。

次に、就労移行支援の事業者の利用者という意味では、東大和市においては、は～とふるにもできたということもあって、利用者は増えています。

それから、④-3の移行の事業所の数という意味では、東大和市内というところだけを捉えると、は～とふるが1か所できて、そこでの就労率というのは、先ほど申し上げたとおり、ほぼほぼ全員の方が移行をしておりますので、順調であるということですけども、この2点については、ちょっと次期の計画では、この数値目標は削除するというふうなようです。

次のページの④-4、就労定着支援による職場定着、こちらは、平成30年度に始まったサービスですので、具体的な数値を今の時点でお出しするというのはなかなか困難なことなんで、ちょっとblankになってはいますが、現状では、9人ですか、支給決定しておりまして、その方々の中で、このサービスが終了したということは今のところない

ので、始まって1年、2年近くなりますけれども、そのままの方たちは職場に定着しておるといふふうにみなしていいのかなというふうに考えております。

ここの新たな目標、これ、新たな目標になっていきますけれども、就労移行支援事業等を通じて一般就労する方のうち、7割以上が就労定着支援を利用するというような目標になっています。なので、東京都下においては、割合と就労支援センターというのが定着もやっているんで、なかなかこういうふうに行くのかなというのは、ちょっと自分としては疑問があります。

それから、目標④-5が、これは、④-5と④-6は、今申し上げたとおり、東京都においては全区市町村で就労支援センターというものを設けています。その就労支援センターというのは、この総合支援法によるものではなくて、東京都においては、独自に補助をして、各市において実施しているものですが、その事業を通じた一般就労者、それから一般就労した者の職場定着率というものを、東京都独自の目標として掲げています。こちらについては、今の雇用率の引上げ等をバックにして、かなり就労者については増えておるといふ状況です。それから、就労支援事業における定着率も、かなり高い割合で推移しているところであります。

続いて、成果目標⑥に関してですけれども、相談支援についてです。こちらについては、国のほうの資料では、事業所数、それから相談支援専門員数も非常に増えているということですが、東大和市の場合、サービスの受給者数というのは、ご覧のとおり27年度が719人、それが、元年度で、これ9月末の数字ですけれども、888人。それに対して、相談支援事業所は7事業所のままで、この元年度に書いてある10、24、2.4というのは、必要数を書いております。これだけサービス利用者がいたら、これくらい事業所がないと困っちゃうよと、相談支援専門員はこれだけ数がないと困っちゃうよというようなことであって、現状では、この888人を7事業所、18人、1事業所当たり2.6人ですというような中で支えているということです。もちろん、市外の事業所を使っている方も多いですけれども、しかし、ここのギャップというところが、大きな市としては課題ではないのかなというふうなところです。

それで、今申し上げた成果目標の①から⑦の中で、この横長の表で飛ばしているところがあります。それは、1つは、2番目の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、これについては、東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議設置要綱というのをちょっと資料でお付けしましたが、実は、現在の計画に基づいて、今年度、この協議の場というものが発足しました。その中で、この包括ケアシステムの構築に向けた協議をしていこうということです。

1枚めくっていただくと、その組織というか構成メンバーが書いてあって、従前、東大和市では精神保健福祉関係者連絡会というのがあって、それをベースに、その他の、そこは主に、やはり精神に関係する関係機関だけだったんですけれども、それ以外にも、地域

包括支援センターですとか生活困窮者自立支援法に基づいた事業所、東大和でいえば、そえるとか、高齢介護課ですとか生活福祉課というような、関係部署も一緒に加わっていただいて、より幅広い取組の中で、この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をしていこうというところを、東大和市においては一步踏み出しておるところです。

それから、成果目標の③が、地域生活支援拠点等の整備ということで、こちらは、以前の会議でも報告差し上げたかと思いますが、現行の計画に基づいて、平成30年度に検討会議というものを設けて、宮本部会長にもこの会議に加わっていただいて、この基本方針というのをまとめました。そして、31年度においては、さらに細かな検討をするプロジェクトというものを設けて、そこで細かな検討をするのと同時に、令和2年度から開設整備をするということを目指して、予算措置を行いました。この資料の一番最後のページに、11ページというところに横長の資料が付いていますが、東大和市では、新たにまた箱物とかを造るのではなくて、既存の社会資源を生かしながら、市と精神障害者の地域生活支援センターウエルカム、それから総合福祉センターは〜とふる、この3社が中心になって、この拠点を面的に整備していこうということであります。

先ほど、次期の計画の中で出ていた、この拠点の充実と、それから年間を通した、年に1回以上運用状況を検証、検討するとかということについても、左の下の地域の体制づくりの機能の中で、連絡会議というものを設けるということ想定しておりまして、そういう中で、この運行管理というものをしていこうということなので、恐らくこの次期の計画で示されている成果目標にかなったものになるのかなというふうには考えています。

一応ちょっと、この横長の資料では触れられていなかった成果目標については、今の2つの資料でご説明をしたということです。

すみません、長くなりまして。

以上ですが。

○A部会長 基本指針の見直しから東大和市における、これに対応する目標を課長からご説明いただきましたが、ちょっと広範囲なんですけど、何かご質問やご意見がございましたら、承りたいと思います。

相当な計画ですよ。大変ですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） 国のほうも、でも、この7つの成果目標は、何かやっぱり計画の中に書き込めということなんで、それは最低条件ということになります。

ただ、今、東大和市の現状というところでお示ししたとおり、国の成果目標値をそのまま持ってくるのができるのかどうかというところは、少し心配なところもあるというのが現状です。

○A部会長 サービスを受ける側とサービスを提供する側から、ちょっと見方が違うかもしれないですね。

ぜひご意見をいただきたいと思います。

Cさんなんか、就労B、こういう目標。

○C委員 そうですね。Cです。

まず1点ですが、先ほど、就労B型の高齢者、高齢の方に関しましても、ご本人が健康で、仕事を続けようという意欲がある方については、そういう方の支援の働く場を引き続き力を入れていくというようなコメントありましたけれども、65過ぎても、現状70過ぎても、頑張って就職されている方も結構いらっしゃいます。市としましては、具体的に何歳ぐらいまでであれば可能なんでしょうかね。

○事務局（小川障害福祉課長） 決まりはない。就労Bに関しては、何歳だから支給決定できないという、Bに関してはそれはないんで。A型なんかはちょっと縛りがあります、新規に決定する場合は。

○C委員 そうですね、はい。

○事務局（小川障害福祉課長） ただ、これを言っちゃいけないですが、やはりこれ、給付が増えると、給付費の予算も増えるということで、難しいところですね。

一方で、介護保険のほうの制度も、65過ぎると、そちらのサービスも使えるという意味では、そこの兼ね合いが非常に難しいかなと思っています。

○C委員 すみません、もう一点いいでしょうか。Cです。

成果目標④-1のところ、就労移行支援につきましては、第6期だと1.3倍以上ということで、国のほうで示されているかと思います。A型が1.26倍以上、B型が1.23倍となっていますが、移行支援を利用されている方は、比較的一般就労に移るということが現実的なんですけれども、B型を実際利用されている方は、この1.3と1.23の差ほど、就労できる方が現実上としているかといいますと、非常になかなか厳しい現状かなというのが、率直な意見でございます。

もちろん、ご本人が希望されていて準備が整えば、就労支援センター等と連携を図りながら、少しでも働く機会をつくっていきけるようにしていきたいところではございますが、なかなか難しいかなというのが現状だと思います。

○―― そのとおりです。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） B型から一般就労された方というのが、ゼロ人なので。

○事務局（小川障害福祉課長） ゼロ人だったら、1.23倍って幾つなの。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） ちょっとそれは……

○事務局（小川障害福祉課長） それでいいのかな。

○事務局（梅木障害福祉課長障害福祉係長） それは、控えめに提出してしまって申し訳ないです。実態としては、やっぱりそういった。

○事務局（小川障害福祉課長） 実態としては、そうですね。移行はいたって、一般就労するためのサービスだから、移行して当たり前だけれども、就労Bは、そういう意味で

なかなか、就労を移行させる支援というのは、普段の支援の中でなかなか取り組み難いというか。

○C委員 そうですね。利用者も非常に幅がありますので、そうした中で、特定の何人かに一般就労の効果のある支援ができるかという、なかなか難しい面もございますので、就労支援センターの皆さんと連携を図りながら、徐々に、連携を図りながら支援していくというのが現状なところでございます。

逆に、就労移行のほうに移ってしまうと、こちらの成績には載らないので、正直なところ、Bから直接就労に出すというのは非常に、ここ数年難しいなというように感じているところでございます。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

○A部会長 事業所のメリットが少ないんですよ。単価、その加算って、大してないんですよ。

こんなこと、私が言っはしようがないんですが。

○事務局（小川障害福祉課長） でも、そこら辺で、やっぱり現実を見据えないと駄目ですよ。

○A部会長 僅かな加算しか取れないんで、すごく頑張ってますね。

こんなこと、私が言っ、申し訳ないです。

○E委員 いいですか。Eです。

先日の2月10日の全体会ありましたよね、地域福祉の。そのときに、この部会以外の方から、かなり厳しい意見というのかな、私の記憶では、保育所の訪問の支援とか、それから成人後見制度、書いてあるけれども、何かこんな評価でいいですかとか、東大和市はこんな評価でいいですかと、これ、こういう項目を書かざるを得ない、国からの何かそういうのがあるでしょうかとかっていって、課長さんも答えていらしたけれども、他の部会とはまた違った障害のほうの国との関わりというのかな、それは、私は感じているんですけども、そのところをあんまり強くおっしゃらなかったですよ、課長さんはね。

○事務局（小川障害福祉課長） ええ。

○E委員 でも、そういうようなことも、結構この中で色濃く出ているんだなというのが、私、そのように捉えていますけれども、他の委員の方は、あまりそこまでは捉えていないような感じがいたしましたけれども。

○事務局（小川障害福祉課長） ちょっと、全体会の意見というのは、やはりほかの部会から見ると、何かちょっと違う目標設定しているんじゃないかっていうふうに捉えられてしまうんで、そこは本当に、国のこの基本指針に基づいて、この表で見ると、活動指標の全体像というようにところで、22って書いてある、こんな横長の表がありまして、そこに、これについては、1人当たりの利用料を書けとか、そういう決まりになって、それも、東大和市でほぼほぼ利用がないサービスとかについても、特別扱いしないで示せというよ

うなこともあるんで、なかなか目標設定というのは、ほかの部会の皆さんの理解を得るような目標設定って、正直難しいところなんですけれども、ちょっとその辺は、ぎょうせいさんも今回入られているんで、他市の計画の中で、より理解の得やすい目標設定というのがあるのかどうか、検討していきたいというふうには思います。

非常に厳しかったです。

○E委員 その辺、気になったものですから。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

やる気もないのに載せるなみたいな。いやいや、そう言われてもというところあるんですけれども。

○E委員 ちょっと余計なことですけれども、気になりました。

○事務局（小川障害福祉課長） いやいや、重要な点なので、ありがとうございます。

○A部会長 障害は、幅が広いのと、均等にいないということですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） そうです。全てのサービスを均等に使うなんていうことは、なしなんですよね。

○A部会長 ええ、私も感じましたけれども。

でも、そういうふうにしろというふうに、国が言っているんで、その目標設定をなさいと書いてあるので。

○事務局（小川障害福祉課長） そうなんです。それしないという選択肢がないんですね。だから、この間申し上げたとおり、これは、Bさんの意見もあったんですけれども、やっぱり実際の目標が、ただ単に何人にするということだけじゃなくて、もうちょっと利用する方の満足度だとか、そういうようなことも含めた目標設定に必要じゃないかというようなご意見もあって、そこのところは、毎年度出している実施状況の中で、こういうことだけど、この部分は不足しているみたいな、そこで文章で表記するようなことで対応させていただいているというところなんですけれども。

○A部会長 ありがとうございます。

○B委員 1ついいですか。

この成果目標は成果目標で、大変なんですけれども、今度、地域福祉計画が最上位計画になるというお話ですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） はい。

○B委員 そこと、障害者計画とか障害福祉計画との連携という視点のものは、どういう感じになっているんですか。

○事務局（小川障害福祉課長） ちょっとそこについても、よく議論をしていかないといけないのと、地域福祉計画のほうはどういうつくりになるのかということも見据えながら、現行の計画においては、それぞれに関連する項目だけれども、地域福祉計画のほうで既に取組項目として載せてあるよという項目については、この計画においては取組目標にしな

いで、参考として体裁を、地域福祉計画の取組内容を掲載するという形で対応しているという形です。今の計画ですとね。

例えば、自立を支えるサービスの充実ということで、この障害福祉計画においては、障害支援区分の審査会ですとか、そういうようなことを書いていますけれども、その中で、福祉サービスの苦情相談窓口の設置だとか、そういうことは、障害の分野だけじゃなくて、高齢も保育とかの分野も含んで、地域福祉計画のほうで「あんしん東大和」というのを設けて対応しますよというようなことが書かれているので、そこは、参考までに地域福祉計画のほうでこういうことを述べていますみたいなつくりになっているというのが、現状です。

ただ、今回、上位計画ということなので、そことの関係性をうまく示すような形を、何かこの計画の中でうまく表現しないといけないかなというふうには考えているところです。ありがとうございます。

○A部会長 何か難しい、そうですね、高齢や保育、子供のところに比べると、やっぱり範囲が広いのと、それぞれの項目に応じて、やっぱりそこを深く掘り下げていくと、かなり考えなきゃいけないことがあって、障害の部会はなかなか難しいんじゃないかっていうふうに思います。

まだまだご質問があるかとは思いますが、時間がきてしまいましたので、これでちょっと、次へいかせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの議題について、事務局から何かございますか。

○事務局（小川障害福祉課長） 令和2年度のこの障害者部会の日程についてでございます。まだ具体的に日にちが決まっているわけではないんですが、いよいよ計画の策定ということでありますので、令和2年度については3回ほど、最低3回実施を予定しています。

直近で申し上げますと、5月頃に2年度第1回の部会を開きまして、そこで、次期計画の概要について協議いただくような予定です。そして、その後、全体会を1回開いて、秋に、10月頃になりますが、第2回の部会を開催して、計画の素案をまとめるようなことになります。そして、12月に、その素案をパブリックコメントという形で、今回、実は、福祉部で策定する計画が5計画ありますので、それらを全て一緒のタイミングで進めております。ですから、そのパブリックコメント、そして、そのパブリックコメントを実施する期間中に、市民説明会等も予定をしておりますので、他の介護保険や地域福祉計画、それらの計画と一緒に、パブコメ、市民説明会というのを行うようになるものと想定しています。

それを受けて、1月にパブコメの結果とかが出ますので、そこで再度部会を開いて、最終的な計画案の策定。その後、それを全体会のほうにお示しして、最終的に福祉審議会としての計画案をまとめるというのが、2月ぐらいの段階になるというふうに予定しておりますので、今申し上げた最低3回は開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかは大丈夫ですか。

事務局のほうからは以上です。

○A部会長 それでは、本日予定されていた議題が全て終了いたしましたので、以上をもちまして、障害者部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。